

「まちきた大通ビル5階催事場」ご利用案内

（株）まちづくり北見では、まちきた大通ビル5階催事場を貸出しております。

なお、催事場を利用する場合は、事前に申請する必要がありますので、以下の項目をご確認いただき、手続きを行ってください。

1. 利用申込 北見市に住所を有するもの、及び事業所を有する場合とそうでない場合等で申請書の受付開始日と利用料金が異なります。

※受付は先着順とします。

| 利用区分 | 申込日 | 利用区画数 | 利用料金(1区画) |
|---|--|-------|--------------------------------------|
| ① 北見市が主催、共催又は後援する事業の場合 | 1年前の応当日 | 7区画まで | 基本料金の1/2 2,000円 営利営業目的の場合 30,000円 |
| ② 北見市に住所を有する者、及び事業所を有する個人及び法人その他団体が利用する場合 | 6ヶ月前の応当日 ただし、1区画のみ使用の場合は居住区域に関わらず3ヶ月前の応当日 | 7区画まで | 基本料金の1/2 2,000円 営利営業目的の場合 30,000円 |
| ③ 上記以外の場合 | 3ヶ月前の応当日 | 7区画まで | 基本料金 4,000円 営利営業目的の場合 30,000円 |

2. 1区画面積 1区画(7.2m×9m 64㎡ 約20坪)

3. 利用料金 1日単位で1区画 基本額4,000円(税込)
※但し営利営業を目的とした場合は、1日1区画30,000円(税込)です。
※催事開催日以外に準備、撤去を設ける場合は、1日1区画1,000円(税込)です。

4. 利用時間 午前10時から午後6時30分まで(土、日曜日は午後5時30分まで)

5. 利用日数 連続10日間まで(準備・撤去の日を含む)

6. 休み 元日及び臨時の休み

7. 催事場に関する手続きについて(詳細別紙)

- ① 利用内容(用途、日程、区画)等が決まりましたら、貸付申請、賃貸借契約の手続きが必要です。

- ② 利用料金は、ご利用開始日までにお支払いください。(前納制)
お支払いは、事務所までご持参いただくか下記口座にお振込みください。振込手数料は、ご負担願います。

【振込先】取引銀行：北見信用金庫本店

口座番号：(普通) 1104095

口座名：株式会社まちづくり北見

※なお、納入された利用料金については、原則として返金致しません。

但し次の場合は、所定の申請手続きにより既納利用料金を返金いたします。

- ・利用者の責に帰することができないとき
 - ・利用日の1ヶ月前までに申し出たとき
- ③ 準備・撤去含む催事開催期間の展示物、商品等について弊社は賠償の一切の責任を負わないため、利用者側で責任のある管理をお願いします。

8. 次に該当する場合は貸出できません。

- ① 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する恐れがあるとき。
- ② 催事場、及び備付物件等を損傷等の恐れがあるとき。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団の利益になるとき。
- ④ 前3項目に定めるもののほか、催事場の管理運営上支障があるとき。

<問い合わせ先>

〒090-8509

北見市大通西2丁目1番地 まちきた大通ビル3階

(株)まちづくり北見 営業推進

TEL 0157-31-3600

E-mail : info@matizukuri.co.jp

(詳細別紙)

催事場に関する手続きについて

●申請及び契約

| 手続きの内容 | 必要な書類等 | 備考 |
|-------------|----------------------------------|-------------------------------------|
| 催事場の利用申請をする | ・5階催事場貸付申請書(1部) ・建物賃貸借契約書(2部) | 食材調理を行うときは、保健所に届出。臨時許可書写しを提出してください。 |

●催事場利用に関する注意事項

1.ご利用前の確認事項

- ①事前に利用内容(使途、日程、区画)についての打合せが必要です。
準備(搬入・会場設営)、開催期間、撤去(搬出)の日程、時間、段取り等の確認をさせて頂きます。
- ②同日利用の予約が複数あった場合は、区画の調整をさせて頂く場合がございますのでご了承ください。
- ③手続きが終了しましたら、催事場利用前までに(株)まちづくり北見 3階事務所、もしくは指定の銀行口座へお支払い願います。
なお、入金が確認できない場合は、領収書の提示を求めます。
- ④申込催事のダイレクトメール・チラシ・ポスターなどございましたら、確認事項がありますので、発送前に提出、又はご連絡をお願いいたします。
※ダイレクトメール・チラシ・ポスター等に催事場住所を載せる場合は、下記のようにお願いいたします。
住所：北見市大通西2丁目1番地
場所：まちきた大通ビル5階催事場(パラボと表記しないこと)
電話：主催者様電話番号
- ⑤パーティション(パネル)、テーブル、イスは数に限りがありますので、不足分、会場設営に必要なその他の備品、機材は利用者側でご用意願います。

2.準備について

- ①商品・展示品の搬入は、搬入専用口から業務用エレベーターをご利用ください。搬入・搬出時のお客様用施設の利用はご遠慮願います。
※午前8時から9時までは、混雑が予想されますので、すみやかに行ってください。
- ②パーティション(パネル)の催事場内の移動の際は、天井設置の排煙ガラスにぶつけない様に注意してください。(排煙ガラスを破損した場合は修復費をご負担願います。)
- ③荷捌き場での長時間の駐車は厳禁です。すみやかに移動願います。
※主催者、及び搬入車両のまちきた大通ビル駐車場利用料金は、2時間まで無料サービスいたします。2時間を超えた駐車料金に関しては全額ご負担願います。

3.利用について

- ①利用時間はパラボ営業時間と同様とすることを基本とします。
※午前 10 時から午後 6 時 30 分まで(土、日曜日は、午後 5 時 30 分まで)
パラボ営業時間より催事場利用時間が延びる場合は、あらかじめ別途申請が必要になります。
- ②業務の都合上、午前 9 時 40 分前に入館する場合は、事前に入館申請をしてください。
緊急の場合は、保安本部で入館手続きをお願いいたします。
- ③土、日曜日の利用時間は午前 10 時から午後 5 時 30 分までとなります。
- ④**お客様用駐車場として、まちきた大通ビル駐車場 2 時間無料印証機**をお貸しいたしますので、お申し出ください。なお、JR 駐車場は使用できませんのでご注意願います。
- ⑤水道、ガス等を使用する場合は、事前に申請し、管理責任の下ご使用ください。
- ⑥冷暖房は各館ごとの温度設定しておりますので、個別の要求には応えられない場合がございます。
- ⑦外線電話は設置しておりませんが、まちきた大通ビル内線電話を設置しますので呼出しがあった場合は対応願います。
- ⑧ゴミ箱を設置しておりませんので、ごみ等は各自責任をもってお持ち帰りください。
- ⑨古物商物販の際は「古物営業許可証」を掲示して頂きます。
- ⑩販売をする場合には、5 階催事場で販売した旨わかるよう領収書、もしくはレシート等を発行してください。5 階催事場で販売された商品等について弊社は賠償の一切の責任を負いませんので、利用者様で責任ある管理をお願いいたします。

4.撤去について

- ①パーテーション(パネル)、テーブル、イス等、原状復帰をお願いいたします。
- ②商品、展示品の撤去は、撤去日の申請をしない場合は、販売・展示終了後の当日中に撤去願います。
- ③催事場利用人数の報告書を提出願います。
- ④借り受けた駐車場印証機は、責任をもって 3 階事務所へ返却願います。

※催事場の利用を希望される方は、事前に下記までお問い合わせください。

| |
|---|
| 〒090-8509 北見市大通西 2 丁目 1 番地 まちきた大通ビル 3 階 (株)まちづくり北見 営業推進 TEL 0157-31-3600 E-mail : info@matizukuri.co.jp |
|---|

5 階催事場貸付申請の流れ

- 電話やメール、FAX、ご来店等で 5 階催事場の受付をしていただき、「5 階催事場受付簿(以下、受付簿)」を作成いたします。
- 受付簿をもとに利用料金を算出しますので、「5 階催事場貸付申請書(以下、申請書)」1 部と「建物賃貸借契約書(以下、契約書)」2 部を、受付簿に記入されたご住所に送付いたします。
- 必要事項を記入されたら、申請書と契約書 1 部をパラポ 3 階事務所の営業推進までご持参ください。その際に、担当者とスケジュールの確認、催し物の詳細を打ち合わせしてください。
- 契約書に利用料金を記入しておりますので、ご利用開始日までに事務所でお支払い(現金のみ)いただくか、下記指定口座にご入金ください。振込手数料は、ご利用者に負担していただきます。
- ご利用開始日までに入金がない場合、貸付申請は無効とさせていただきます。

• 5階催事場(不動産)専用口座

取引銀行 : 北見信用金庫本店
口座番号 : (普通)1104095
口座名 : 株式会社まちづくり北見

• 利用料金について

- 利用時間 午前 10 時～午後 6 時 30 分(土曜日、日曜日は午後 5 時 30 分まで)
- 基本使用料金 1 区画(約 20 坪) 1 日 4,000 円(税込)
- 北見市民、北見に実態のある法人や団体のご利用は、基本料金の半額とします。
- 物販等営利営業目的の使用料金 1 区画(同) 1 日 30,000 円(税込)

<問い合わせ先>

〒090-8509

北見市大通西 2 丁目 1 番地 まちきた大通ビル 3 階

(株)まちづくり北見 営業推進

TEL 0157-31-3600

E-mail : info@matizukuri.co.jp